

総 基 重 第 37 号
平成 28 年 5 月 30 日

中央非常通信協議会構成員 各位

中央非常通信協議会会長
(総務省総合通信基盤局長)

集中豪雨等の災害時における通信の円滑な実施体制の確保について（依頼）

中央非常通信協議会の活動に対しては、日頃より、格別のご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。ご承知のとおり、当協議会では、平成 28 年度事業計画に基づき、災害発生時など非常の場合に必要な通信の円滑な確保が図られるよう、平時から構成員各位のご協力を得つつ、全国非常通信訓練、非常通信体制の総点検等の各種取組を推進しているところです。

今般、中央防災会議（会長：内閣総理大臣）から関係機関に対して、別添のとおり、梅雨期及び台風期における防災態勢の強化に係る要請がなされました。

つきましては、平成 28 年度事業計画に基づき、当該要請の趣旨に鑑み、これからの梅雨期や台風期に想定される災害に備えて、あらかじめ円滑な通信体制の確保に向けた対策を講じていただきますようお願いいたします。

なお、当該対策に当たっては、下記の例を参考に、出先機関、他の防災関係機関との連携を図りつつ実施していただきますようお願いいたします。

記

1 管理・運用体制の確認

次の項目について取り組み、災害時において適切な対応が取れるよう通信の管理・運用体制の整備促進に努めること。

- (1) 夜間・休日等における災害の発生を想定した連絡体制・非常参集体制の確認
- (2) 無線局及び無線通信網の運用を確保するために必要な無線設備系統図等の整理状況の確認や非常用電源設備等関連設備の整備
- (3) 移動系無線機（携帯無線機）の適切な配置の確認及びバッテリー等の整備・点検

- (4) 非常用電源設備並びに非常通信ルート（通常利用している通信網が利用できない場合の通信ルート）及び衛星携帯電話等通信設備を使用した定期的な非常通信訓練の実施

2 情報通信施設の停電・浸水対策

情報通信施設については、次のとおり非常用電源設備の整備・点検等に取り組むこと。

- (1) 自家発電装置等の非常用電源設備の設置
- (2) 非常用電源設備の実負荷運転や電源系統図の確認等、災害時を想定した整備・点検の実施
- (3) 非常用電源設備の燃料の保存状態及び保存量の確認
注：一般に発災後 72 時間を過ぎると要救助者の生存率が大きく下がるといわれていること、停電の長期化（1 週間程度）にもご留意下さい。
- (4) 非常用電源設備の起動を迅速かつ適切に行うための操作マニュアルの作成と適切な配置の確認
- (5) 浸水被害を防止するための無線設備及び非常用電源設備の適切な場所への設置の確認

なお、情報通信施設の停電対策に関しては、非常通信協議会より地方自治体及び構成員等に配布している「非常通信確保のためのガイド・マニュアル」（平成 27 年 7 月）の「無線設備の停電・耐震対策のための指針」及び「無線設備の停電・耐震対策についての考え方」を参考にしてください。

「非常通信確保のためのガイド・マニュアル」の最新版は、非常通信協議会ホームページからダウンロードすることが可能です。

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/hijyo/manual.htm>

3 非常通信計画の確認

非常通信訓練を通じて、災害時における出先機関及び他の防災関係機関との連絡体制（非常通信ルート等）の確認を行うこと。

連絡先：中央非常通信協議会事務局 （総務省総合通信基盤局電波部重要無線室） 担 当：渡辺課長補佐、桃井防災通信係長、谷川官 電 話：03-5253-5888 F A X：03-5253-5889 E-mail： bousai@soumu.go.jp
